

事業継続力強化計画策定助成金

渋川市では、市内小規模事業者の事業継続力の強化を目的として、事業継続力強化計画を策定し、自然災害及び新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応力の向上に取り組む市内小規模事業者に対して、助成金を交付します。

対象者

- ・自然災害及び新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応力の向上を目的とした事業継続力強化計画の策定について、令和4年2月15日までに経済産業大臣による認定を受けて事業が完了する見込みである、又は既に当該事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣による認定を受けていること。
- ・申請日時点で市内に主たる事業所を置く小規模事業者であること。
- ・市税を滞納していないこと(新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く。)

申請期間

令和2年10月1日から**令和3年12月28日(郵送必着)まで**
(予算がなくなり次第終了)

申請方法

商工振興課窓口まで持参(市役所第二庁舎)又は 下記申請先へ郵送

助成金額

1事業者につき10万円(1回のみ)

提出書類の様式は
こちら

交付申請時の提出書類

- 渋川市事業継続力強化計画策定助成金交付申請書(様式第1号)
- 直前の事業年度の法人税申告書別表一の写し、事業所得が明記された直前年分の所得税確定申告書第一表の写し等、事業を営んでいることが確認できる書類



事業継続力強化計画とは

事業継続力強化計画とは、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。本計画を作成及び申請し、経済産業大臣から認定された事業者は、当該計画実施に資する助成制度を受けることができます。



事業継続力強化計画の詳細はこちら

小規模事業者とは

中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する、以下の要件を満たす事業者です。

【製造業・建設業・その他の場合】
常時使用する従業員数が20人以下

【卸売業・小売業・サービス業(宿泊・飲食業等)の場合】
常時使用する従業員数が5人以下

【問合せ・申請先】

〒377-8501

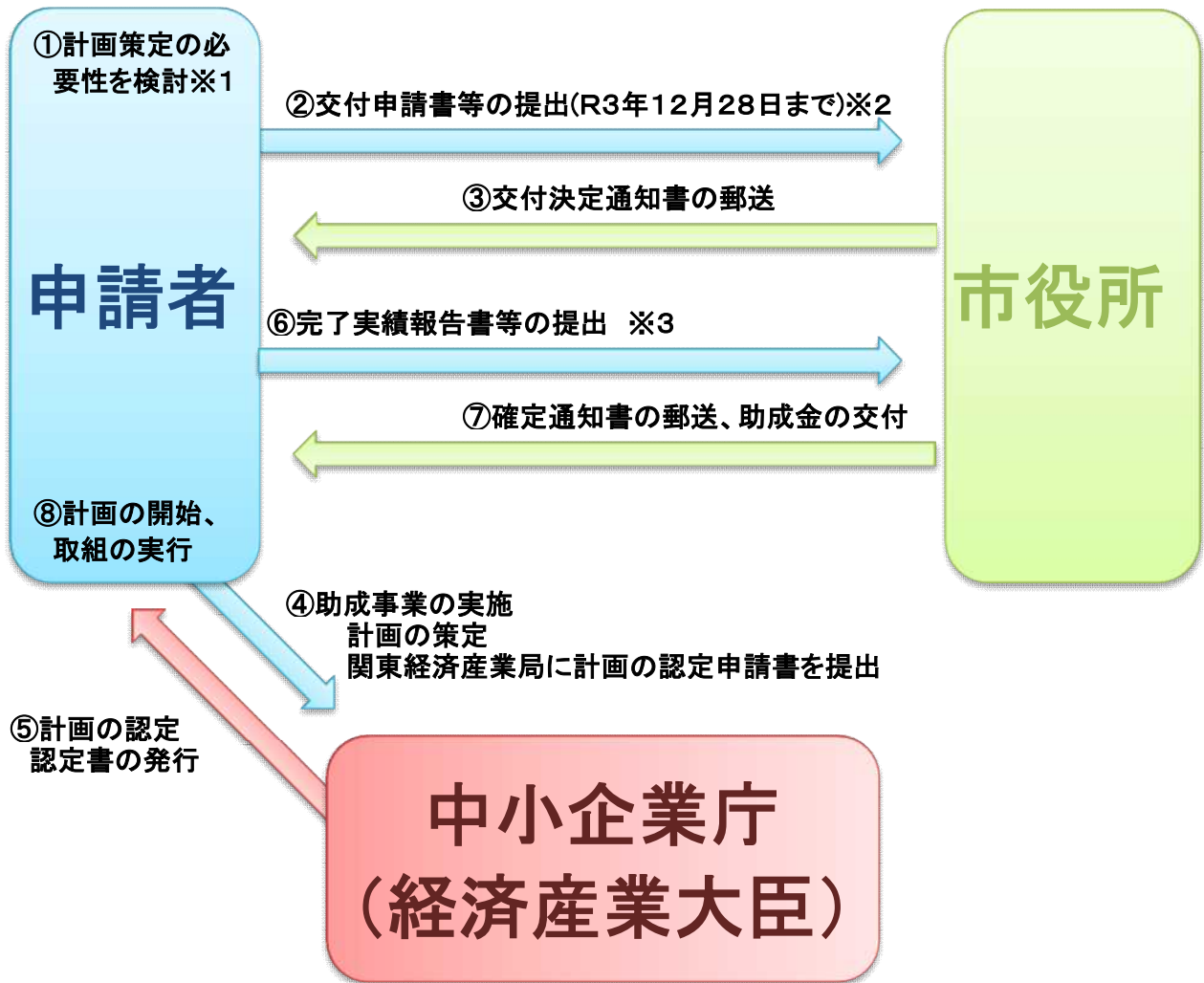
渋川市石原80番地

渋川市役所 産業観光部 商工振興課 新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室

電話: 0279-22-2596

E-mail: syoukou@city.shibukawa.gunma.jp

申請の流れ



※1 新型コロナウイルス感染症等の対応を含まない事業継続力強化計画を既に策定している場合においては、既存の事業継続力強化計画に感染症等の対応を追加し、経済産業大臣に変更申請をしていただく必要があります。

※2 交付申請の期日は令和3年12月28日までですが、予算が無くなり次第終了となります。

※3 完了実績報告時には、「渋川市事業継続力強化計画策定助成金完了実績報告書(様式第4号)」、「策定した事業継続力強化計画書」、「経済産業大臣による事業継続力強化計画書の認定書の写し」及びその他市長が必要と認めた書類を提出していただきます。